

私立幼稚園 副食費の補助について

◎対象者

施設等利用給付1号、2号、3号認定を受け、次のいずれかに該当する園児

- ・同一世帯の市町村民税所得割合算額が、77,101円未満（年収約360万円未満相当）世帯の園児
※4～8月分の副食費については前年度分の、9月～3月分の副食費については、当該年度の市町村民税所得割合算額で判定します。
- ・第3子以降（小学校3年生までの最長子を第1子と数えて、3人目以降）の園児
- ・生活保護世帯や里親委託されている園児

◎補助対象費用

給食費のうち、副食費（おかず等材料費相当分）

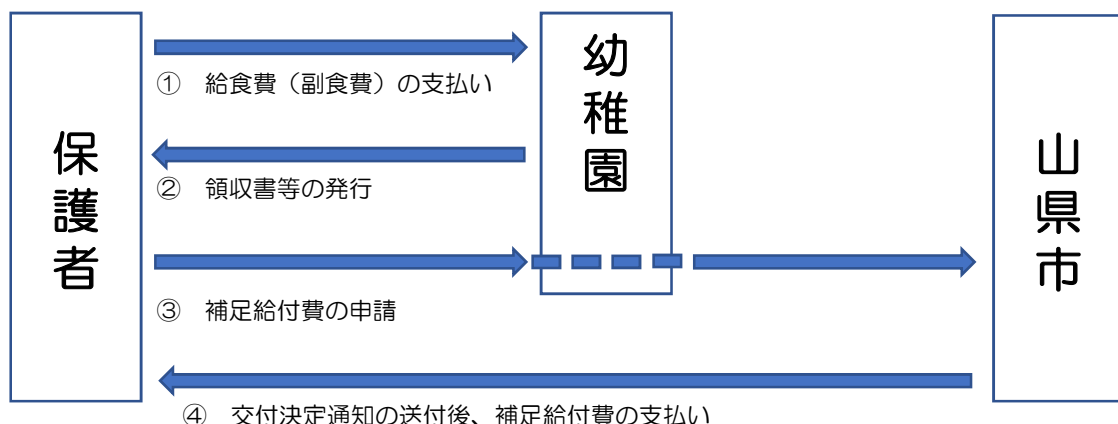
◎補助上限額

月額4,500円を上限に補助

※ 各幼稚園の1か月の給食提供日数×副食費の日額単価と、上記の月額上限額の低い額を補助します。

◎手続きの流れ

これまでどおり、幼稚園に給食費（副食費分）を支払った後、市に請求が必要です。幼稚園が発行した、領収書等を添付して、申請書等を市へ提出していただきます。提出された書類を審査し、市から保護者へ交付します。



◎手続きに必要な書類

1. 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請諸（償還払い用）（様式第1号）
2. 領収書（保護者が負担した給食費の額及び副食費相当額が確認できる書類）

※ 2は、各幼稚園で発行されます。各自で必ず保管しておいてください。

◎手続きの時期

年2回を予定（1回目 4～8月分、2回目 9月～3月分）

※ 請求書類は、手続き時期に合わせて各幼稚園を通じて配布します。